



今回のテーマ

雇用関連税制のポイント



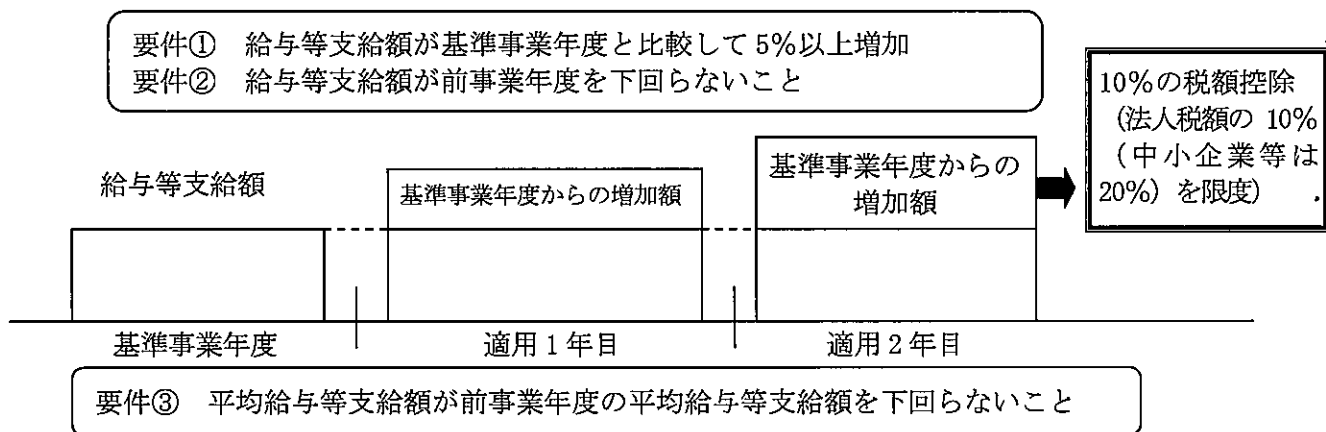
平成 25 年度税制改正で、個人の所得水準を底上げする観点から「所得拡大促進税制」が創設され、雇用拡大を促進させる支援税制である「雇用促進税制」は税額控除が 20 万円から 40 万円に拡充されました。

1. 所得拡大促進税制の概要

適用法人：青色申告法人

適用年度：平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度

税額控除：国内雇用者に対する給与等支給増加額について 10%の税額控除



(注 1) 国内雇用者とは、法人の使用人(法人の役員等を除く)のうち国内事業所に勤務する雇用者をいう。

(注 2) 基準事業年度とは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち、最も古い事業年度の直前の事業年度をいう。

2. 雇用促進税制の概要

適用法人：雇用促進計画の届出を行った青色申告法人

適用年度：平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度

税額控除：基準雇用者数(※)に 40 万円を乗じた金額の税額控除

※基準雇用者数＝適用年度の雇用者増加数

<手続きの流れ>

事業年度開始

—適用要件—

要件① 前期及び当期に事業主都合による離職者がいないこと
 要件② 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を 5 人以上(中小企業の場合は 2 人以上)、かつ、10%以上増加させていること
 要件③ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること

⇒事業年度開始後 2 か月以内に、本社・本店を管轄するハローワークに「雇用促進計画」を提出

事業年度終了

⇒事業年度終了後 2 か月以内に、本社・本店を管轄するハローワークに「雇用促進計画の達成状況」を提出し、確認を求める。

確定申告

基準雇用者数×40 万円の税額控除
 (法人税額の 10% (中小企業等は 20%) を限度)

